

資 料

オーストリア非訟事件手続法（3）

—その立法過程と条文試訳—

松村和徳
石川光晴

【目次】

- I 2003年オーストリア非訟事件手続法の立法過程
- II オーストリア非訟事件手続法条文試訳
 - 1) 第1章 総則規定（1条～79条）
 - 第1節：適用範囲及び当事者 第2節：手続 第3節：決定
 - 第4節：抗告…以上47巻2号
 - 第5節：再抗告 第6節：変更の申立て 第7節：費用賠償
 - 第8節：裁判の実行
 - 2) 第2章 婚姻事件, 親子関係事件, 監護事件に関する手続（81条～142条）
 - 第1節：認知 第2節：養子縁組
 - 第2a節：養子縁組に関する外国判決の承認及び承認拒絶理由
 - 第3節：連邦大統領の認可 第4節：婚姻事件
 - 第5節：婚姻の存続に關しての外国判決の承認
 - 第6節：扶養…以上47巻3号
 - 第7節：世話及び面会交流の規律
 - 第8節：世話の規律及び面会交流権に関する外国判決の執行力宣言
 - 第9節：障害者のための監護に関する手続
 - 第10節：被保護者の財産権
 - 第11節：その他の規定…以上本号
 - 3) 第3章 遺産事件手続（143条～185条）
 - 4) 第4章 公証（186条～190条）
 - 5) 第5章 任意競売（191条～198条→削除）
 - 6) 第6章 最終規定及び経過規定（199条～208条）

第 2 章 婚姻事件、親子関係事件、監護事件に関する手続

第 7 節 世話及び面会交流の規律

第 104 条 未成年者の特別手続能力

(1) 満 14 歳になった未成年者は、監護及び養育又は面会交流 (persönlichen Kontakt) に関する手続においては、裁判所において単独で行為することができる。このことが未成年者の事理弁識能力 (Verständnisfähigkeit) を必要とする限りにおいて、裁判所は、一遅くとも意見聴取の機会に一未成年者がその手続権を有効に保障されようよう配慮しなければならない。裁判所は、未成年者に助言を求めようことを指摘しなければならない。

(2) 自己の名においても手続行為をなし得る未成年者の法定代理人の権限は、妨げられない。未成年者及び法定代理人がなした申立てが一致しない場合、裁判に際して、全ての申立ては、内容的に、これを顧慮しなければならない。

(3) 満 14 歳に達した未成年者は、最高裁判所における再抗告手続において、第 6 条による代理を欠く場合には、申立てに基づいて、未成年者に弁護士を付すことによる手続救助は、財産法上の要件の事前の審査なしに、これを許可しなければならない。手続救助に関する要件は、再抗告手続の終結後に審査されなければならない。かつ場合によってはありうる事後の支払いについて最終的に裁判しなければならない。

*本条は、2013 年改正法 (BGBl I Nr. 15/2013) により変更されている。

第 104 条 a 児童補佐人 (Kinderbeistand)

(1) 世話又は面会交流に関する手続において、14 歳未満の未成年者に対しては、未成年者の支援のために、他の当事者間の話し合いを集中して行うことを顧慮して、そのことが必要でありかつ裁判所が利用できる適切な者がいる場合には、児童補佐人を選任することができる。特別の必要がある場合には、その同意をもって 16 歳未満の未成年者にも児童補佐人を選任することができる。裁判所は、児童補佐人について、連邦司法省によって又はその命令に基づく司法世話事業所 (Justizbetreuungsagentur) によって、指名された者のみを選任することができる。指名することができるのは、とくにその職業、子及び青少年と交流している職業上の経験及びその活動にとって専門教育により適切である者のみである。

(2) 児童補佐人は、未成年者との必要な交流を常に行わなければならない。かつ未成年者に手続の経過についての情報を提供しなければならない。児童補佐人は、彼にその機能を果たすために委ねられ、かつ知らされた事実に関する守秘義務を負う。補佐人は、未成年者から事情を聴取して、裁判所に未成年者の意見を述べなければならない。

(3) 児童補佐人は、書類の閲覧を求める権利を有する。児童補佐人には、全ての期日についてこれを通知しなければならない。児童補佐人は、全ての口頭弁論に参加し、かつ、その希望に基づいて、口頭弁論外での証拠調べについて未成年

者に付添いすることが許される。当事者の申立ての全ては、児童補佐人にこれを送付しなければならない。手続開始の申立ての送付によって、新たな身上監護手続（Personensorgeverfahren）に関する情報を収集することができる。

（4）児童補佐人の忌避に関して、鑑定人の忌避に関する諸規定は、これを準用する。

（5）選任は、法的確定力のある事件の終結をもって終了する。裁判所は、児童補佐人を未成年者の福祉に必要である場合には、あらかじめ解任することができる。法的確定力ある事件の終結との時的関係において、児童補佐人は、手続及びその結果について未成年者と最終的に話し合わなければならない。児童補佐人が選任されている間に、本条第1項第1文において挙げられた新たな手続が同一の未成年者に対して係属する場合には、補佐人の選任は、最大限この新たな手続の終結まで延長される。

（6）連邦司法省及び児童補佐人を指名した機関は、重要な理由に基づいて児童補佐人の指名を取り消すことができる。裁判所は、そのような理由が存在する場合には、児童補佐人を解任しなければならない。かつ本条第1項の要件の下で他の児童補佐人を選任しなければならない。

** 本条は、2013年改正法（BGBl I Nr. 15/2013）により変更されている。*

第105条 未成年者からの意見聴取

（1）裁判所は、監護及び養育に関する手続において又は面会交流に関する手続においては、未成年者本人（persönlich）を審尋しなければならない。未成年者がまだ10歳に達しない場合、このことが未成年者の発達又は健康状態を必要とす

る場合、又は未成年者の重大かつ影響を受けていない意見の表明が期待できない場合には、未成年者に対しては、青少年福祉事業者、少年裁判所補導施設又は他の適切な方法において、例えば鑑定人もまた審尋することができる。

（2）尋問は、未成年者の福祉が審尋又はそれと結びついた処分への猶予によって危険にさらされるおそれがある限り、又は未成年者の事理弁識能力を考慮して、手続対象に対する慎重な発言が明白に期待できない限り、これをなしてはならない。

** 本条は、2009年改正法（BGBl I Nr. 75/2009）により変更されている。*

第106条 青少年福祉事業者からの意見聴取

青少年福祉事業者は、監護及び養育又は面会交流を求める権利に関する処分の前並びにその事件に関する合意の許可の前に、これを審尋することができる。

第106条 a 家庭裁判所補助官（Familiengerichtshilfe）

（1）家庭裁判所補助官は、世話又は面会交流に関する手続において、裁判の基礎資料の収集、和解の準備及び当事者に関する情報収集に際して、その命令に基づき裁判所を援助する。

（2）家庭裁判所補助官は、未成年の子の生活状況について情報を提供しうる者を召喚し、かつ意見を聴取する権限及び直接子との交流をなす権限を有する。子を保護している者は家庭裁判所補助官による交流を受忍する義務がある。家庭裁判所の調査に際して協力する義務に違反する者に対しては、裁判所は、第79条第2項による適切な強制方法を命じるこ

とができる。第 20 条第 1 項第 1 文は、家庭裁判所補助官の調査に際しては、これを適用しない。

(3) 治安当局、検察庁、裁判所、及び未成年者の養育、世話並びに処遇を目的とする機関は、家庭裁判所補助官に必要な情報を与え、かつ書類及び記録への閲覧を認めなければならない。青少年福祉事業者には情報提供義務のみが課せられる。家庭裁判所補助官は、その者が職務上の報告をなさなければならない場合を除いて、全ての者に対して、その活動をなす際に得た、関係者のために秘密を保持しなければならない知覚に関しての守秘義務を負う。

(4) 家庭裁判所補助官は、家庭裁判所に書面又は口頭で報告をなすものとする。家庭裁判所補助官の忌避に関して、鑑定人の忌避についての諸規定は、これを準用する。

第 106 条 b

面会交流を求める権利の規律又は強制的な実行に関する手続においては、裁判所は、家庭裁判所補助官を面会仲介者に指定することができる。家庭裁判所補助官は、そのような面会仲介者として面会交流の具体的実行について両親と連絡を取り合わなければならない。かつ両親の間で衝突が起こる場合には、仲裁しなければならない。家庭裁判所補助官は、子と同一の家計で生活していない親に対する面会交流の準備、その親に対する子の引渡し及びその親による子の返還に際して同席する権限を有する。家庭裁判所補助官は、裁判所の要請に基づき、面会交流の実行に際して得たその知覚を文書で又は口頭弁論において裁判所に報告しなければならない。

第 106 条 c

連邦司法省は、予算上、組織上、技術上の及び人的な可能性に応じて並びに経済的支援を考慮して、命令でもって、どの区裁判所に家庭裁判所補助官を設置するかを命ずる権限を持つ。そのことが可能かつ必要な限りにおいて、家庭裁判所補助官は、裁判所庁舎において必要な部屋及び電話設備を無料で自由に使用することができる。

(2) 家庭裁判所補助官を設置されていないウィーン市の区裁判所については、ウィーン青少年裁判所補助官 (1988 年青少年裁判所法第 49 条第 1 項) が、家庭裁判所補助官としての職務を果たす。

(3) 家庭裁判所補助官は、その任務を引き受ける場合は、刑法典第 74 条第 1 項第 4 号の意味における公務員と同等である。家庭裁判所補助官は、連邦の勤務者身分証を支給されなければならない。

第 107 条 特別手続規定

(1) 世話又は面会交流に関する手続においては、

1. 当事者は弁護士によってのみ代理をさせることができる。
2. 理由づけを付していない裁判の正本又は世話を委託する範囲を限定する文書は、申立てに基づき、当事者にこれを送達しなければならない。
3. 取消しを求められた決定 (angefochtene Beschlüsse) は、関係する未成年者の福祉に必要となる場合には、取消しを求めた当事者の不利益にもまた変更しうる。
4. 変更手続は、これを行わない。

(2) 裁判所は、世話及び面会交流権の行使を、子の福祉を基準として、とりわ

け確実な交流の維持のため及び法的明確性の調達のために、暫定的にこれを認めなければならず、又は除去しなければならない。このことは、婚姻又は両親の共同生活の解消後にとくに必要のとなりうる（オーストリア一般民法典第180条第1項第1号）。この裁判には、裁判所がこれらの効力を排除しない限りにおいて、仮の拘束力及び仮の執行力が生じる。その他の点においては、第44条はこれを準用する。

（3）裁判所は、手続が、その保護に資する一方当事者の利益がそのことによって危険にさらされない限り、又は他の当事者の利益が不当に侵害されない限りにおいて、子の福祉の保障のために必要である措置を命ずることができる。この種の措置として、とくに考慮されるのは、以下の各号である。

1. 家庭への助言、両親への助言又は教育上の助言をするための面会の義務づけ
2. 調停又は仲裁手続についての最初の話し合いへの参加
3. 暴力又は攻撃性の扱い方に関する相談又は訓練への関与
4. 子の出国の禁止
5. 子の旅行記録の閲覧

（4）裁判所は、手続の進行に影響を与えうる本条第3項による措置の実行のために、必要であれば、複数回手続を中断することができる。その他の点においては、第29条はこれを準用する。

（5）世話及び面会交流についての手続においては、費用賠償は、これを行わない。

第107条 a 青少年福祉事業者によって定められた措置の場合の特別の裁判

（1）オーストリア一般民法典第211条

第1項第2文による青少年福祉事業者の申立てに関する手続においては、子の申立て又はその世話を侵害された者の申立てに基づいて、裁判所は、少なくとも4週間以内に遅滞なく、青少年福祉事業者の措置が不適法であるか又は暫定的に適法であるとするかについて言い渡さなければならない。そのような申立ては、措置の開始後4週間以内にささなければならない。裁判所が措置を不適法であると宣言した場合には、その裁判には、裁判所がその効力を排除しない限りにおいて、仮の拘束力及び仮の執行力が生じる。その他の場合においては、第44条は、これを準用する。措置の不適法宣言に対して取消しを求める抗告の期間は、これを3日間とする。仮の適法性の宣言に対しては、不服申立ては、これを認めない。

（2）青少年福祉事業者が措置を終了した場合には、裁判所は、子の申立て又は世話を侵害された者の申立てに基づいて、その措置が不適法であったか否かを言い渡さなければならない。この申立ては、措置の終了後3か月以内にさされなければならない。

第108条 面会交流権に関する手続における特別の裁判

既に14歳に達している未成年者が面会交流の実行を明確に拒絶する場合、及び法的状況に関する教示及び各々の親との交流の構築又はその維持が原則的に子の福祉に合致していることについての教示がなされないままであり、かつ友好的合意の試みが成功裏に終わらなかった場合には、面会交流の規律に基づく申立ては、新たに内容の審査をすることなく、これを却下しなければならない、かつその実行の継続を見合わせなければならない。

第 109 条 世話及び面会交流に関する合意

(1) 裁判所は、世話又は面会交流についての合意について調書(Niederschrift)をとらなければならない。このことによって手続目的が内容的に解決された限りにおいて、手続は即座に(ohne weiteres)終了する。

(2) 調書を取った裁判所は、本条第 1 項に基づく合意の調書の正本を、世話又は面会交流に関する裁判につき管轄権を有する裁判所に、これを送らなければならない。

(3) 戸籍官(Standesbeamte)は、世話に関する裁判についての管轄権を有する裁判所に、両親の宣言書(Erklärungen)を添付して、世話の規定(オーストリア一般民法典第 177 条第 2 項)について、書面で情報を提供しなければならない。

第 110 条 世話又は面会交流権について規律したことの実行

(1) 世話又は面会交流権の規律の強制的な実行は、以下の各号の場合にのみ、これを行うものとする。

1. 裁判所の裁判が存在する場合
2. 裁判所で合意が締結された場合、又は
3. 戸籍官の面前で世話が定められた場合

(2) 強制執行法に基づく執行は、これを除外する。裁判所は、申立て又は職権により、第 79 条第 2 項に基づく適切な強制手段を命じなければならない。面会交流に関わる規律は、未成年者と共同の家計で生活していない両親の一方の意思に反してもまた、実行しなければならない。裁判所は、適切な直接強制的適用によってもまた世話に関わる規律を実行す

ることができる。

(3) 裁判所は、実行が子の福祉を危険にさらす場合でかつこの限りでのみ、職権により、また、実行の続行をやめることができる。

(4) 当該未成年者の福祉が要求される場合には、裁判所は、裁判所による又は裁判上許可された世話の規律の実行に際して、青少年福祉事業者又は青少年裁判所補助官に対して、未成年者への支援、とくに未成年者の一時的な世話を囑託することができる。ただし、裁判上の規律の実行に関する直接強制は、裁判所の機関によって専属的に実行するものとする。裁判所の機関は、公安機関を召喚することができる。

第 111 条 面会の付添い

未成年者の福祉が求められる場合、裁判所は、面会交流権の実行に際して、適切な者でかつそのための準備をした者に援助を求めることができる(面会の付添い)。面会付添いについての申立てにおいては、適切な者又は機関(面会付添人)を指名しなければならない。予定されている者又は機関は、手続に参加することができる。裁判所は、それらの者の任務及び権限を少なくとも基本的に確定しなければならない。面会付添人に対する強制措置は、これを許さない。

第 111 条 a 子の連れ去りに関するハーグ条約に基づく手続

本節の諸規定は、国際的な子の連れ去りの民事法上の観点についての 1980 年 10 月 25 日のハーグ条約に基づく手続についてもまたこれを準用する。

* 第 106 条～第 111 条 a は、2013 年改正法(BGB I Nr. 15/2013)により変更され

ている。

第 8 節 世話の規律及び面会交流権に関する外国判決の執行力宣言

第 112 条 執行力宣言

(1) 世話の規律及び面会交流権についての外国裁判所の判決は、オーストリアの裁判所によってその判決が執行力あるものと宣言されたときにのみこれを執行することができる。この場合において、裁判上の和解及び執行証書 (vollstreckbare öffentliche Urkunden) は、裁判所の判決と同一の効力を有する。(2) 外国の判決が、言渡し国の法によれば執行可能であり、かつ執行力のある宣言の拒絶理由が存在しない場合には、執行力あるものとして、これを宣言しなければならない。

* 本条は、2013 年改正法 (BGBl I Nr. 15/2013) により変更されている。

第 113 条 拒絶理由

(1) 執行力のある宣言は、以下の各号に該当する場合には、これを拒絶しなければならない。

1. 執行力のある宣言が、子の福祉又はオーストリアの法秩序の基本的価値 (公序) に明らかに反する場合。
2. 申立人の相手方の法的審問が判決言渡し国において保障されなかった場合。ただし、申立人の相手方が判決を明白に承諾していた場合はこの限りでない。
3. この判決が、オーストリアにおける執行力宣言についての諸要件を満たしている従前のオーストリア又は外国の世話に関する判決又は面会権に関する判決と一致しない場合。

4. オーストリア法の適用に際して承認された官庁が裁判について国際的な管轄権を有していないことが懸念される場合。

(2) 執行力宣言は、子のための世話が課されている者が言渡し国の手続に参加するいかなる機会も有していなかった場合には、その者の申立てに基づいて、さらに拒絶することができる。

第 114 条

(1) 執行力宣言を求める申立書には、その裁判の判決の正本及びその裁判が判決言渡し国の法によれば執行力があること、かつそれが送達されたことを証明する文書を添付しなければならない。申立ての相手方が言渡し国の手続に応訴しなかった場合においては、手続開始書面の送達証明書又は欠席した当事者が外国判決に明確に承諾していたことを明らかにする文書を提出しなければならない。

(2) 裁判所は、判決の送達によってはじめてまた他の関係人を手続に引き込むことができ、かつ該当する子の審尋を見合わせることもできる。

(3) 第 1 審の裁判に対して抗告がなされる場合には、抗告及び抗告に対する答弁についての期間は、これを 1 か月とする。申立ての相手方の現在の居所が外国に存在し、かつ抗告及び抗告に対する答弁が手続に参加する相手方の最初の機会である場合には、抗告及び抗告に対する答弁のための期間は、相手方のために、これを 2 か月とする。

(4) 外国判決が言渡し国の規定によればまだ法的確定力を生じていない場合に

は、執行力宣言のための手続は、相手方の申立てに基づいて法的確定力の発生までこれを中断することができる。必要がある場合には、外国判決を争うための期間は、申立ての相手方にこれを設定することができる。

(5) 執行は、執行力宣言と同時にこれを申し立てることができる。裁判所は、両申立てについて同時に裁判しなければならない。

(6) 費用賠償は、これを行わない。

第 115 条 承認

第 9 節 障害者のための監護に関する手続

第 117 条 手続の開始

(1) 精神病又は精神上の障害の結果、法定代理人を必要とする者のための監護人の選任に関する手続は、その者が自ら監護人の選任についての手続を申し立てたとき、又は例えばそのような者の保護の必要性についての通知に基づいて、そのような選任の必要性について合理的な根拠が存在するときには、これを開始しなければならない。

(2) 精神病又は精神上の障害を持つ者が未成年者である場合には、手続は、成年に達する (Erreichen) 前から早くとも 1 年でこれを開始することができる。監護人の選任は、成年の開始 (Eintritt) 前は効力を有さない。

第 118 条 最初の審尋

(1) 裁判所は、最初に該当事者の個人的な印象を得なければならない。裁判所は、手続の理由及び目的について該当事者に教示し、かつそのために該当事者を審尋しなければならない。

(2) 該当事者が裁判所の召喚に従わない

世話又は面会交流権についての裁判所の判決の承認又は非承認を主張する申立てについては、前条の規定を準用する。

* 第 115 条は、2013 年改正法 (BGBl. Nr. 15/2013) により変更されている。

第 116 条 国際法の優先

国際法又はヨーロッパ連合の法律文書において他に規定がある限りにおいては、第 112 条ないし第 115 条は、これを適用しない。

場合には、裁判所は、必要な寛大な措置によって該当事者を引致することができる。裁判所への該当事者の出席が不可能である場合、出席しない方がよい場合、又はその福祉に不利益となる場合には、裁判所は、該当事者を訪問しなければならない。

(3) 裁判所は、著しく困難であること又は費用がかかることを理由に、該当事者の個人的印象を得ることができない場合には、最初の審尋は法律救助の方法で行うことができる。

第 119 条 手続監護人

手続が最初の審尋の結果に基づいて続行される場合、裁判所は、手続において該当事者に法定補佐人 (Rechtsbeistand) を配慮しなければならない。該当事者は、法定代理人又は任意代理人がない場合、又はその代理人の利益と該当事者の利益とが相反する場合には、裁判所は、監護人を選任しなければならない (手続監護人)。手続監護人の選任により、該当事者は、その法律行為において制限されな

い。手続監護人は、該当事者が適切な代理人を選任した場合には、即座に選任を免除されなければならない。該当事者、法定代理人及び手続監護人がなした申立てが一致しない場合には、これら全ての申立ては、判決に際して内容上これを考慮しなければならない。

第 120 条 仮の監護人

該当事者の福祉が要求される場合、裁判所は、緊急な事項の処理のために遅くとも手続の係属中は即時に、仮の監護人を選任しなければならない。該当事者は、仮の監護人の選任によって、裁判所がそのことを明確に命令する限りでのみ、その法律行為を制限される。この選任は、該当事者にとって重大なかつ回復不可能な不利益が懸念され、かつ最初の審尋が遅滞なく事後的に行われる場合にも、最初の審尋前にこれを行うことができる。仮の監護人については、障害者のための監護についての諸規定は、これを適用する。第 123 条第 1 号ないし第 4 号及び第 126 条は、これを準用する。

第 121 条 口頭弁論

(1) 監護人の選任については、口頭弁論でこれを審理しなければならない。
 (2) 口頭弁論には、該当事者及び当該関係人の代理人を呼び出さなければならない。該当事者の呼出しには、該当事者が弁論を遂行する能力が全くないこと、又は口頭弁論に出席する場合に該当事者の福祉が危険にさらされる懸念があることが確定される場合には、該当事者の召喚を見合わせなければならない。
 (3) 裁判所への該当事者の出廷が不可能である場合又は得策でない場合、あるいはその福祉を損なう場合には、裁判所は、

該当事者がいる場所において、口頭弁論を実施しなければならない。このことが奏功しない場合には、裁判所は、該当事者がすでに鑑定人によって鑑定を受けていた場合でかつ最初の尋問が行われていた場合に、該当事者なしで弁論を実施することもできる。

(4) 口頭弁論に際しては、裁判所による確定にとって必要な証拠は、該当事者の近親者を呼び出して口頭弁論を実施した後、これを取り調べるものとする。その他裁判にとって重要な諸事情が陳述されなければならない。

(5) 監護人は、少なくとも鑑定人の呼出しの後にのみ、これを選任することができる。鑑定人は、口頭弁論において自己の鑑定意見を陳述しなければならない。鑑定意見は、口頭弁論以外で受け取れることもまた許される。

(6) 証拠調べの結果は、口頭弁論においてこれを討論しなければならない。

第 122 条 停止

(1) 裁判所は、監護人を選任することができないとの結論に至った場合には、いかなる段階においても手続を停止しなければならない。

(2) 停止決定は、以下の各号に掲げる場合にのみ、これを下すことができる。

1. 該当事者が申請（第 117 条）又は手続によってすでに知識を得たとき
2. 裁判所又は官庁が手続開始を申し立てたとき

(3) 停止決定には、近親者の代理権（オーストリア一般民法典第 284 条 b ないし e）が存在するか否かについての宣告がなされなければならない。

(4) 停止決定は、該当事者、その者の代

理人、及びその代理権限がオーストリア中央代理権登録簿に登録されている近親者に、これを送達しなければならない。手続の開始を申し立てた裁判所又は官庁には、この停止を通知しなければならない。その場合には、該当者の私生活又は家族生活の保護が保障されなければならない。

* 第 122 条は、2006 年改正法 (BGBl I Nr. 92/2006) により変更されている。

第 123 条 選任

(1) 監護人の選任に関する決定書には、以下の各号を記載しなければならない。

1. 該当者に監護人が選定される旨の宣告
2. 監護人が処理しなければならない事件の範囲の限定
3. 必要な場合には、該当者が自由に処理する範囲又は義務づけられうる範囲
4. 監護人の氏名
5. 遺言の作成に関する特別の書式規定についての指摘
6. 費用についての宣告
7. 必要な場合には、それに加えて 1 親等の近親者の代理権 (オーストリア一般民法典第 284 条 b ないし e) が存在するか否かについて

(2) 該当者の申立てに基づく監護人の選任についての決定は、理由を必ず記載しなければならない。

* 第 123 条は、2006 年改正法 (BGBl I Nr. 92/2006) により変更されている。

第 124 条 選任決定書の送達及び解説

(1) 監護人の選任に関する決定は、該当者には直接に (zu eigenen Händen) 送達しなければならない。かつ、その代理

人、オーストリア中央代理権登録簿に代理権限を登録した近親者並びに監護人に、これを送達しなければならない。

(2) 該当者が裁判の送達の書類又は裁判の内容をほぼ理解できないことについての疑いが存在しない場合に、該当者が精神病又は精神的な障害がなければその内容について認識し得たであろう方法で、該当者の近親者に決定の正本が届いたときには、送達はこれを有効とする。

(3) 裁判所は、適切な方法で該当者に決定の内容を解説しなければならない。このことが合目的である場合には、裁判所は監護人に解説を委託することができる。

* 第 124 条は、2006 年改正法 (BGBl I Nr. 92/2006) により変更されている。

第 125 条 監護人選任の効力の発生

監護人を選任する決定に、仮の効力はこれを認めることができない。

第 126 条 通知義務

(1) 監護人の選任については、適切な方法で、1 親等の近親者の代理権限を登録した公証人 (公証人法第 140 条 h 第 5 号)、監護代理権の効力発生がオーストリア中央代理権登記簿に登録された代理権者 (オーストリア一般民法典第 284 条 h 第 2 項)、並びに手続の結果により、とりわけ監護人の報告によりそれに関して正当な利益を有する者及び機関に、これを通知しなければならない。

(2) 裁判所は、さらに監護人の権限の範囲が関係する登記・登録簿に登録されている権利を含む場合には、監護人の選任を公的登記・登録簿に登録することを命じなければならない。

(3) 裁判所は、1 親等の近親者の代理

権限をオーストリア中央代理権登録簿に登録することになっている公証人に、問い合わせに基づいて、監護人の選任、その権限の範囲及び監護人手続の状況に関して情報を提供しなければならない。

（4）さらに、裁判所は、法的利益を疎明した者に、問い合わせに基づいて、監護人の選任及びその権限の範囲に関して情報を提供しなければならない。

** 第 126 条は、2006 年改正法（BGBl. I Nr. 92/2006）により変更されている。*

第 127 条 選任手続における抗告

該当事者、その代理人、手続監護人、監護人に選任されることになっている者及びオーストリア中央代理権登録簿に登録された 1 親等の近親者（オーストリア一般民法典 284 条 e 第 2 項）は、抗告権限を有する。本法第 119 条後段は、これを準用する。本法第 46 条第 3 項は、これを適用しない。

** 第 127 条は、2006 年改正法（BGBl. I Nr. 92/2006）により変更されている。*

第 128 条 監護の終了、制限及び拡張

（1）監護人の選任に関する手続についての規定は、監護の終了、制限及び拡張に関する手続についてもまた、これを準用する。その規定の準用に際しては、すでに選任された監護人に手続監護人の役割が帰属する。

（2）裁判所は、該当事者又はその代理人が申請し、又は裁判所が必要であるとみなす限りでのみ、該当事者の個人的印象を手に入れ、口頭で審理し、かつ鑑定人を

召喚しなければならない。このことは、監護の著しい拡張に関する手続には、これを適用しない。

第 129 条 費用

監護人が選任されたとき、監護が拡張されたとき又は第 131 条による手続が遂行されたときは、該当事者は、連邦に発生した費用を負担しなければならない。ただし、該当事者に必要な扶養料又は該当事者が監護しなければならないその家族がそのことによって危険がさらされない限りにおいてである。その他の点では、連邦が費用を最終的に負担しなければならない。

第 130 条 報告義務

監護人は、適切な間隔で、少なくとも 1 年間に 1 度は、該当事者との人的交流、その生活関係並びに精神的かつ身体的状態を裁判所に報告しなければならない。裁判所は、監護人にそのような報告を命ずることができる。

** 第 130 条は、2006 年改正法（BGBl. I Nr. 92/2006）により変更されている。*

第 131 条 断種についての認可

該当事者を継続的に断種とすることを目的とする医学的措置に関する同意の認可に関する手続において、裁判所は、その代理のために特別の監護人を選任しなければならない。裁判所は、2 人の相互に無関係な鑑定人を手続に召喚しなければならない。

第 10 節 被保護者の財産権

第 132 条 被保護者の法律行為の承認

（1）裁判所は、被保護者の法律行為の

承認に関する裁判において、内容的に異なった表現をすることは許されない。裁

判所は、また特定の最初に計画された法律行為を承認することもできるし、又は法律行為は裁判所の承認を必要としないことを言い渡す旨の決定をすることもできる。法律行為の承認についての決定は、必ず理由を付さなければならない。複数の理由に基づいて承認の拒絶をするときは、決定理由において、全ての理由を挙げなければならない。申立てに基づいて、裁判所は、法律行為に関する文書に基づいて、理由を付すことなしに裁判所が承認を与えたこと又は法律行為に承認の必要がないことを確認しなければならない。

(2) 被保護者の金銭の支出の信頼性及び経済性を評価するために、裁判所は、鑑定人を召喚しなければならない。

* 第 132 条は、2013 年改正法 (BGBL I Nr. 15/2013) により変更されている。

第 133 条 被保護者の財産の管理に関する監督

(1) 被保護者が特記すべき財産を有することについての根拠が存する場合には、裁判所は、このことを職権でもって、探知しなければならない。これにより被保護者が特記すべき財産を有する場合には、裁判所は、被保護者の福祉に対する危険を防止する目的でもって財産の管理を監督しなければならない。

(2) 両親、祖父母又は養親が世話の範囲において財産の管理を委託されるときは、裁判所は、不動産が財産に属する場合又はその財産の評価又は年収が 1 万ユーロを超える場合にのみ、財産の管理を監督しなければならない。

(3) 裁判所は、いずれの場合においても、被保護者の福祉にとって直接的に差し迫った危険を防止するために必要であ

る場合には、特記すべきでない財産の管理を監督しなければならない。これらの要件があるときには、裁判所は、成年福祉事業者の管理行為もまた監督しなければならない。

(4) 裁判所は、財産の探知及びその財産の管理の監督のために、財産の保全の目的も含めて、とくに以下のことをなす。法定代理人に委託をすること、クレジット会社又は第 102 条の情報提供義務を負う者から情報提供を求めること、資産の評価、資産の差止め並びに文書及び動産の裁判所による管理を命じること、暫定的な事前措置を執ることである。

第 134 条 監護の計算

財産の管理の監督の範囲において、法定代理人は、裁判所に対して監督の最初の 1 年の経過まで (就任の会計報告)、その後、最長 3 年の適切な間隔で会計報告をし (当座の会計報告)、並びに財産管理の終了後に会計報告 (決算報告) をしなければならない。このために、裁判所は、法定代理人に必要な任務を委託しなければならない。このことは、当座の会計報告及び決算報告の場合には、決算に関する裁判でもってその都度これを行わなければならない。

第 135 条

(1) 世話の範囲における両親、祖父母及び養親並びに青少年福祉事業者は、会計報告を義務づけられる。ただし、裁判所が特別な理由からこのことを命じる場合に限る。

(2) 裁判所は、当座の会計報告をなす他の法定代理人の義務を、これによって被保護者にとって不利益とならない限りで、これを制限することができる。

(3) 仮に法定代理人が裁判所に対して会計報告を免除されるとしても、法定代理人は、特記すべき財産の管理について証明資料を集め、その資料を保管し、かつ裁判所に不動産の所得又はその価格が1万ユーロの価値を超えることを報告する義務を負う。

(4) 被保護者の福祉が危険にさらされることを防止するために、裁判所は、法定代理人に会計報告に関する特別の委託を付与しなければならない。

第136条 会計報告の内容及び添付書類

(1) 会計報告においては、最初に被保護者の財産が会計時期の開始時にどのように存在していたかを証明しなければならない。次に基本財産の変更、所得及び収支、最後に会計報告終了時の財産状況は、これを報告しなければならない。会計報告は、追証可能な形で作成しなければならない。

(2) 他の規定により、年度末に提出しなければならない限り又は税の申告(Abgabenerklärung)をしなければならない限りで、法定代理人は、会計報告においてその旨を指摘し、その会計報告の証明書類を、すでに処分可能である限り、会計報告に添付しなければならない。法定代理人がその収集と文書の保管を義務づけられている他の証明資料(第135条第4項)は、裁判所の要請に基づいてのみこれを提出しなければならない。

(3) 就任の会計報告及び最終決算報告のみが義務づけられているときには、会計報告は、開始時の財産状況の記述に限定してよく、場合によっては、会計報告期間の終了時の財産状況の記述に限定してもよい。

第137条 会計報告の承認、補償

(1) 会計報告の正確性及び完全性に疑義が生じていないときには、裁判所は、会計報告を承認しなければならない。そうでない場合は、法定代理人に、会計報告を適切に補完し又は訂正する旨を催告しなければならない。このことがなされない場合には、承認はこれを拒絶しなければならない。財産又は収入が法律上の規定通りに支出されていない又は保全されていないと思われる限りで、裁判所は、第133条第4項による必要な措置をなさなければならない。

(2) 裁判所は、裁判と同時に、報酬、個人的な努力についての補償及び費用賠償を求める法定代理人の申立てについて、裁判しなければならない。裁判所は、申立てに基づいて、これらの請求の満足のために、被保護者の収入又は財産から必要な措置をなさなければならない。必要な場合には、被保護者に相応の給付を義務づけなければならない。法定代理人が、報酬、補償又は費用賠償に基づく前払いを申請する場合には、裁判所は、このことが秩序づけられた財産管理を促進する限りで、法定代理人に前払いを認めなければならない。

(3) 会計報告についての裁判は、財産の管理から生じた請求権を訴訟で主張する被保護者の権利を制限しない。

第138条 財産の管理の終了、決算報告

(1) 決算報告の内容及びこれについての裁判に関しては、第136条及び第137条は、これを準用する。裁判所は、このことが必要である限りにおいて、被保護者に、決算報告の内容を理解させなければならない。

(2) 裁判所は、財産管理の終了により、必要な場合には、執行力を有する決定によって、法定代理人に被保護者又は他の法定代理人への財産の譲渡を命じなければならない。

(3) 成年に達した被保護者は、裁判所による保管状態にあった財産の引渡しを要求することができる。その場合には、被保護者に、法律上の保管物の徴収に関する規定は、これを指摘しなければならない。第 133 条第 4 項による措置は、被保護者が、その他に差し迫った危険を防止するために、その期限を定めた保管を要求しない限り、これを取り消さなければ

ならない。裁判所は登記・登録簿への行為能力の制限が抹消されることを配慮しなければならない。

第 139 条 特別手続規定

(1) 被保護者には、その手続能力と関係なく、このことがその福祉に役立つ限りにおいて、裁判所の処分は、これを通知しなければならない。

(2) 費用賠償及び変更手続は、これを行わない。

** 第 139 条は、2013 年改正法 (BGBl I Nr. 15/2013) により変更されている。*

第 11 節 その他の規定

第 140 条 私生活及び家族生活の保護

(1) 口頭弁論は、これを非公開とする。裁判所は、当事者が公開について反対しない場合には、私生活及び家族生活の状況が議論されず、かつこのことが被保護者の福祉と合致する限りにおいて、これを公開することができる。証拠調べ手続の非公開の部分については、第 19 条第 5 項において挙げられた者に並んで、未成年者の法定代理人、青少年福祉事業者の代表者、家庭裁判所補助官並びに少年裁判所補助官もまた出席することができる。

(2) 当事者の一方又は第三者の根拠のある利益が、その秘密保持に存する私生活及び家族生活の状況に関する報告は、その認識がもつぱら手続によって与えられる限りにおいて、これを公開してはならない (刑法第 301 条第 1 項) 。

(3) このことを未成年者の福祉が要求する限りにおいて、いずれにせよ、裁判所は、それが専ら手続によって認識を取得した特定の事実の秘密保持を、その者

に義務づけなければならない (刑法第 301 条第 2 項第 2 文の事例) 。この決定は、独立して取り消すことはできない。

第 141 条 収入関係及び財産関係の機密 (Vertraulichkeit)

収入関係及び財産関係に関する情報は、裁判所を通して関係する被保護者及びその法定代理人にのみ、これを提供することが許される。一方、その他の者又は機関に情報提供することは許されない。

第 142 条 代理権の付与

共通する裁判記録においてまとめられているその主要部分後の手続においては、代理権が明確に制限されていない限りで、全ての新たな送達は、代理人として指名された弁護士又は公証人に宛てて、これを行わなければならない。

*オーストラリア非訟事件手続法は、青年の国際的保護に関するハーグ条約の批准を受け、2013年の改正法で、その身体的能力の障害又は不完全さにより自らの利益を保護することのできない成人の身分及び財産を保護する外国判決の承認及び執行に関する手続を第9a節（第131条a～第131条g）として創設した（BGBlI Nr 158/2013, 2013年11月1日施行）。しかし、本稿では、紙幅の関係上、また本稿での試訳は2013年1月1日付の条文に限定していたの、本稿では対象外とした。別の機会に紹介したい。